

令和4年6月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第41号

松伏町監査委員の選任について

1 趣旨

松伏町監査委員川上力氏が退職したことに伴い、後任として田口義博氏を選任することについて同意を求めるもの

2 任期

選任の日から議員の任期満了の日まで

議案第42号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 趣旨

人権擁護委員八代善彦氏の任期は、令和4年9月30日で満了となるが、後任の候補者として谷ヶ崎均氏を法務大臣に推薦することについて意見を聞くもの

2 任期

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

議案第43号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 趣旨

人権擁護委員明戸洋氏の任期は、令和4年9月30日で満了となるが、後任の候補者として荻野裕佳里氏を法務大臣に推薦することについて意見を聞くもの

2 任期

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

議案第44号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 趣旨

人権擁護委員山本美恵子氏の任期は、令和4年9月30日で満了となるが、再び山本美恵子氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて意見を聞くもの

2 任期

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

議案第45号

松伏町税条例及び松伏町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、固定資産課税台帳等の証明書の交付等に係る特例措置を講じ、並びに個人の町民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式を見直し、及び個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の特例の延長等をするとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 固定資産課税台帳等の証明書の交付等に係る特例措置（第18条の4、第73条の2及び第73条の3関係）

登記簿の表題部に記録した所有者又は登記名義人等から登記所に対して、住所を

明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある等の申出があった場合は、市町村へ通知することとされ、固定資産課税台帳等の証明書の交付等をする場合において、固定資産課税台帳等に記載されている住所が当該通知に係る者の住所であるときは、当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載して交付する措置を講ずる。

イ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し（第33条、第34条の9及び附則第16条の3関係）

上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、個人の町民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と一致させることとする。

ウ 個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項の追加（第36条の3の2及び第36条の3の3関係）

給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、個人の町民税に係る給与所得者又は公的年金等の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとする。

エ 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の特例の延長等（附則第7条の3の2、附則第25条及び附則第26条関係）

住宅借入金等特別税額控除の対象期間を令和4年1月1日から令和7年12月31日まで4年間延長し、この間に住宅を取得し、居住の用に供した場合には、所得税から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%（現行：7%）の範囲内で個人の町民税額から控除する。

オ 引用条項削除に関する規定の整備（附則第17条の2関係）

租税特別措置法の一部改正により引用条項が削除されたことに伴う規定の整備

カ その他規定の整備

(2) 松伏町税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条）

規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年1月1日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該ア及びイに定める日

ア 2(1)イ、カ 令和6年1月1日

イ 2(1)ア 令和6年4月1日

(2) 納税証明書に関する経過措置

2(1)アは、施行の日以後にされる地方税法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(3) 町民税に関する経過措置

ア 2(1)ウのうち給与所得者については、施行の日以後に支払を受けるべき給与について提出する個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出する個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書については、なお従前の例による。

イ 2(1)ウのうち公的年金等受給者については、施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出する個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書については、なお従前の例による。

ウ 3(1)アの個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町

民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(4) 固定資産税に関する経過措置

ア 2(1)アは、施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧について適用する。

イ 2(1)アは、施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書の交付について適用する。

議案第46号

松伏町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

埼玉県内全域における子ども医療費の現物給付を実施するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 埼玉県内全域における子ども医療費の現物給付の実施（第5条関係）

町長は、埼玉県内の保険医療機関等が現物給付を実施する場合には、一部負担金等を保護者に代わって当該保険医療機関等に支払うことができるものとする。

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年10月1日。ただし、2(2)は、公布の日

(2) 経過措置

2(1)は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第47号

松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

埼玉県内全域における重度心身障がい者医療費の現物給付を実施するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 埼玉県内全域における重度心身障がい者医療費の現物給付の実施（第8条関係）

町長は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、一部負担金を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができるものとする。

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年10月1日。ただし、2(2)は、公布の日

(2) 経過措置

2(1)は、この条例の施行の日以後の医療給付に係る一部負担金について適用し、同日前の医療給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

議案第48号

松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

埼玉県内全域におけるひとり親家庭等医療費の現物給付を実施するための条例の改正

2 内容

埼玉県内全域におけるひとり親家庭等医療費の現物給付の実施（第7条関係）

町長は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、ひとり親家庭等医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができるものとし、当該支払があったときは、受給者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年1月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係るひとり親家庭等医療費について適用し、同日前の療養に係るひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

議案第49号

非常用電源整備工事請負契約の締結について

1	工 事 名	非常用電源整備工事
2	施 工 箇 所	松伏町大字松伏2423番地、2424番地
3	履 行 期 限	令和5年3月28日
4	請 負 金 額	173,672,400円
5	請 負 業 者	埼玉県北葛飾郡松伏町田島東1番地22 株式会社高岡電気工業 代表取締役 高岡 武

議案第50号

松伏町役場本庁舎外壁改修工事請負契約の締結について

1	工 事 名	松伏町役場本庁舎外壁改修工事
2	施 工 箇 所	松伏町大字松伏2424番地
3	履 行 期 限	令和4年10月31日
4	請 負 金 額	143,541,200円
5	請 負 業 者	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目565番地 三ツ和総合建設業協同組合 代表理事 山本 純義 代理人 埼玉東部営業所長 小林 功人

議案第51号

令和4年度松伏町一般会計補正予算（第2号）

1	補正前予算額	9,185,719千円
2	補正予算額	176,067千円
3	合 計	9,361,786千円